

# 公立学校施設に係る転用手続(財産処分手続)について

## 原則

- 国庫補助を受けて整備した建物を、処分制限期間内に転用する場合は、**文部科学大臣の承認(財産処分手続)**が必要
- 本来、公立学校施設整備のために交付された補助金であるため、補助目的外に転用する場合には、国庫補助相当額の国庫納付が必要。  
(※補助金適正化法等)

◎ 文部科学省では、以下のとおり国庫補助金相当額の**国庫納付をほとんどの場合に不要**とするなど、公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図っている。

## 国庫納付不要

### 建物

#### 無償による財産処分の場合

- 国庫補助事業完了後**10年以上**経過した建物の無償による財産処分(転用・貸与・譲渡・取壊し)
- 国庫補助事業完了後**10年未経過**で、次のいずれかに該当
  - ・ 耐震補強事業、大規模改造事業(法令等に適合させるための工事に限る)又は防災機能強化事業(建築非構造部材の耐震化工事に限る。)を実施した建物等の無償による財産処分
  - ・ 大規模改造事業(上記以外)、防災機能強化事業(上記以外)又は太陽光発電等導入事業で、国庫補助完了後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分
  - ・ 特別支援学校の用に供するために行う建物等の転用及び無償による貸与・譲渡
  - ・ 特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業の無償による財産処分(当該財産処分後において、当該事業を実施した特別支援学校の教室が不足していない場合に限る。)
  - ・ 市町村合併計画に基づく建物等の無償による財産処分
  - ・ 地域再生計画の認定を受けた建物等の転用及び無償による貸与

#### 必要手続

報告

承認

承認

報告

報告

報告

総理認定

#### 有償による財産処分の場合

- 国庫補助事業完了後**10年以上**経過した建物の有償による貸与・譲渡で、国庫納付金相当額を学校施設整備のための基金に積み立てた場合

承認